

児童虐待防止地域推進事業（NPO法人等）募集要項

1 趣 旨

地域における見守りや子育て支援体制をネットワーク化し、もって、児童虐待の未然防止を図るため、特定非営利活動法人及び団体（以下「NPO法人等」という。）による子育て家庭と行政機関をつなぐ事業に対し、予算の範囲内で補助を行います。

2 補助対象者

京都府内に主たる事務所を有し、地域において子育て家庭と行政機関をつなぐ活動を行うNPO法人等で、次の全てに該当するものです。

- (1) 京都府保健所と連携可能であること。
- (2) 京都府保健所又は京都府内市町村（京都市を除く。）児童福祉、母子保健の担当課との連携実績があること。

なお、次のいずれかの有資格者がNPO法人等の構成員であることが望ましい。

医師、保健師、助産師、看護師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士

3 補助対象事業

京都府内（京都市を除く。）においてNPO法人等が実施する児童虐待の未然防止につながる以下の事業を対象とします。

(1) 行政機関へつなげる事業

養育不安を抱えている家庭や、一層の支援が必要な家庭からの相談に応じ、課題に応じた行政機関へ連絡・同行するなど、相談者をつなぐ事業

(2) フォローアップ事業

行政機関と連携し、養育不安を抱えている家庭や、より支援が必要な家庭に訪問等による相談を行うとともに、その内容を行政機関へ伝え、次の支援へつなげる事業

(3) その他の事業

その他、要支援家庭と行政機関とをつなぎ児童虐待の未然防止につながる事業

※ 広く子育て支援を補助する目的のものではなく、児童虐待対策に係る事業を対象とするものです。

※ 上記の事業を行う場合でも、別紙の事項に該当する場合は、補助対象となりません。

4 補助金額等

1 N P O 法人等あたり 1 5 万円以内

※ 予算の範囲内で、6 法人程度へ交付する予定

5 補助事業の期間

補助決定の通知日以降に開始し、令和 9 年 3 月 3 1 日までに完了する事業（補助金交付決定前事業着手届の提出があった場合は、着手日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに完了する事業）

※事業着手日は、補助金交付決定前事業着手届日より後の日である必要があります。

6 補助対象経費

謝金、賃金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

7 応募方法

(1) 応募期間

令和 8 年 9 月 1 4 日(月)から令和 8 年 1 0 月 9 日(金)まで

※消印有効

(2) 応募手続

所定の事業計画書（様式 1）に必要事項を記入、押印の上、期限までに 1 部以下の提出先に送付してください。

なお、必要な場合は補助金交付決定前事業着手届（様式 2）も合わせて御提出ください。

【提出先】

事業者の所在地	提出先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所 福祉課 〒617-0006 向日市上植野町馬立 8 電話：075-933-1154 FAX：075-932-6910
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所 福祉課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6 電話：0774-21-2193 FAX：0774-24-6215
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南保健所 福祉課 〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1 電話：0774-72-0979 FAX：0774-72-8412
亀岡市、南丹市、	南丹保健所 福祉課

京丹波町	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 電話：0771-62-0361 FAX：0771-63-0609
福知山市	中丹西保健所 福祉課 〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91 電話：0773-22-3903 FAX：0773-22-4350
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所 福祉課 〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-23 電話：0773-75-0856 FAX：0773-76-7897
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後保健所 福祉課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 電話：0772-62-4302 FAX：0772-62-4368

(3) 募集要項等に係る質問の受付と回答

質問書（様式自由）を問合せ先に電子メールで提出してください。
原則として京都府ホームページ上で回答します。

【問合せ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部家庭・青少年支援課
電 話：075-414-4589
e-mail：kateishien@pref.kyoto.lg.jp

8 補助事業の選考

(1) 選考方法

補助事業は、事業の必要性及び効果、事業要件への適合、実行性及び確実性、継続性及び発展性、費用の整合性及び資金計画等を審査し決定します。

なお、審査に当たり必要と認める場合は、プレゼンテーションを実施することがあります。

(2) 選考結果の通知・公表

選考結果は、令和8年10月下旬を目途に、全ての応募者に書面で通知します。

なお、補助対象となった事業については、法人又は団体名、代表者名、補助金額、事業内容等を公表します。

9 事業の発表

補助事業を京都府内市町村に周知することがあります。京都府が事業成果を発表する場合（報告会、事例集、ホームページ掲載等）に協力いただくことがあります。

10 その他

- (1) 提出された応募書類等は返却しません。
- (2) 応募に係る経費は、応募者の負担とします。京都府が選考に当たり、プレゼンテーション等を求めた場合、その経費についても同様とします。
- (3) 応募内容に虚偽があるなど不正が判明した場合には、補助の決定を取り消すことがあります。
- (4) 補助金等の交付に関する規則(昭和 35 年 7 月 1 日京都府規則第 23 号)に基づき事業を実施する必要があります。
- (5) 京都府等が実施する子育て支援・児童虐待防止関係事業の普及啓発に御協力をお願いします。

(別紙)

補助の対象とならない事業

- (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- (2) 従来 of 事業をそのまま継続する事業
- (3) 国の負担金又は補助金制度が設けられている事業
- (4) 他の団体等の補助対象となった事業
- (5) 施設整備を目的とする事業（土地や建物の買収、土地の整地、
宿舎の設置等を含む。）
- (6) 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を
目的とする事業
- (7) 政治的宣伝意図を有する事業
- (8) 営利を目的とする事業
- (9) 学術的な調査研究事業
- (10) 公序良俗に反するおそれがある等により、知事が不適切と認
める事業